

大館市スポーツ・文化合宿等誘致促進事業補助金交付の流れ

補助金を申請する場合、または合宿を計画されているかたは、事前に大館市スポーツ振興課にご相談ください。

補助金交付の申請

(申請者→大館市)

【提出書類】①・②・③・④・⑤



補助金交付の決定

(大館市→申請者)



実績報告

(申請者→大館市)

【提出書類】④・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩



合宿の実施

(申請者)



交付額の決定

(大館市→申請者)



補助金の交付

(大館市→申請者)

【必要書類】

- ①別記様式第1号 補助金等交付申請書
- ②様式第1号 合宿(変更)計画書
- ③様式第2号 収支予算書
- ④様式第3号 合宿参加者名簿
- ⑤債権者登録申請書
- ⑥別記様式第5号 補助事業等実績報告書
- ⑦様式第4号 合宿実績書
- ⑧様式第5号 宿泊証明書
- ⑨様式第6号 収支決算書
- ⑩請求書



よくあるご質問

Qスポーツ施設や宿泊施設の予約は？

A 申請者に行ってもらいます。宿泊施設などについて詳しいことがわからない場合は、スポーツ振興課までお問い合わせください。

Q申請の方法は？

A 申請書を郵送またはメールなどで送付してください。

Q助成金の交付方法について

A 合宿終了後、必要書類の提出をしていただき交付額の決定後、代表者の口座に振り込みます。そのため合宿中の宿泊料金については一度全額お支払いしていただくことになります。また振込先口座の登録申請も必要になります。

Q宿泊者数が途中で変わる場合

A ex 1 日目に 5 人泊まり 2 日目に 4 人となった場合
→宿泊者数 5 人という要件を 2 日目は満たさなくなってしまうため成立しません。
ex 1 日目、2 日目に 5 人泊まり、3 日目に 4 人となった場合
→要件は満たしているため合宿は成立します。※しかし原則は 5 人以上となります。

Q宿泊施設に制限はあるのか

A 朝食を付けなければいけないなどの制限はありません。
料金の制限もありません。しかし宿泊料金が助成金額を下回る場合には、宿泊料金を上限とします。

Q団体の中に大館市の人が含まれる場合

A 市の人を除いた人数が 5 人以上であれば該当となります。

Q全員宿泊施設に泊まらなければいけないのか

A 5 人以上、2 泊以上するのであれば可能です。

Q事後報告でも可能か

A できません。事前に申請していただき、交付決定後の利用でなければ対象となりません。

QパンフレットやHPにも掲載してない小学校の体育館施設などでも大丈夫なのか

A 可能です。事前にご相談ください。